

共同入札参加に関する特記事項

1 入札者の構成等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業及び同条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（品目が汚泥に係るもの）を受けた者により構成される複数の者で入札に参加する場合は、入札参加資格確認申請時に、構成員を明らかにすること。
- (2) 共同入札参加者の構成員のうち代表構成員が落札者決定までの手続きを行うものとし、業務完了までの全ての責任を負うものとする。また、各構成員はそれぞれの分担についての責任を負うとともに、業務全般についても連帯して責任を負うものとする。
- (3) 入札参加資格確認を受けた後に、入札者の構成員を変更することは認めない。
- (4) 入札者の構成員は、同一業務における他の入札者の構成員になることはできないものとする。

2 入札書の提出

- (1) 公告に定める入札参加者に必要となる条件を具備したものは、処分費及び収集運搬費の合算した額を記載した入札書を提出するとともに、処分業と収集運搬業に要するそれぞれの入札額を明らかにした内訳書を入札書に添付して提出するものとする。
- (2) 入札額は汚泥1トン当たりの単価とし、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

3 契約の締結

落札者が共同入札参加者である場合は、当該構成員が提出した内訳書に基づき、各構成員と直接契約を締結するものとする。